



2024年11月11日(月)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

## EC サイトの電子取引データ保存

令和6年1月より事業者には電子取引データの保存が義務付けられましたが、緩和措置もあります。

### EC サイトで物品を購入した場合

EC サイトでの取引記録は電子取引データとして保存が求められます。EC サイトの取引記録はダウンロードまたは PDF にて保存しますが、EC サイトで領収書等の取引データを随時確認できる場合は、必ずしもダウンロードして保存する必要はありません。

この場合、EC サイトで電子取引データの保存要件である「真実性の確保」と「検索機能の確保」の要件を満たす必要があります。なお、「検索機能の確保」については、基準期間（取引の行われた年の前々年）の売上高が 5000 万円以下の事業者、または電子取引の記録を書面で出力し、取引年月日その他の日付、取引金額、取引先ごとに整理して提示・提出できるようにしている事業者が、税務職員の求めに応じて当該取引データをダウンロードできるようにしている場合は、検索要件を満たしているものとして取り扱われます。

### クレジットカードで購入した場合

EC サイトで購入した物品の支払をクレジットカードで行う場合、カード会社の利用明細も電子取引に該当し、電子取引データ

としての保存が必要になります。この場合も利用明細をカード会社のサイトで随時確認できればダウンロードは必要ありません。インターネットバンクの利用記録で保存

EC サイトで購入した物品の支払代金をインターネットバンキングを利用して振込、またはクレジットカードで引落した場合も EDI 取引として電子取引データとしての保存が必要になります。この場合もオンライン上の通帳や入出金明細等で利用記録を確認できればダウンロードは必要ありません。

### WEB サイトの保存期間に注意！

一方、税法上の領収書等の保存期間は、青色申告で原則7年、白色申告で5年ですが、これらの期間、WEB サイトで取引データが保存されないことがあります。この場合 WEB 上のデータが確認できなくなる前にダウンロードまたは PDF で保存する必要がありますが、WEB サイトで確認できるようになった段階での随時保存も有用といえます。

### 電子インボイスの保存

EC サイトで購入した物品の領収書等は、適格請求書等（電子インボイス）となりますが、電子取引データの保存に準じた取扱いを行うことで仕入税額控除ができます。



EC サイトで一定の要件を満たせばサイト上で電子取引データを保存できます。